

【J-クレジット制度における MRV 支援システム運営事業者の募集】

公募書類

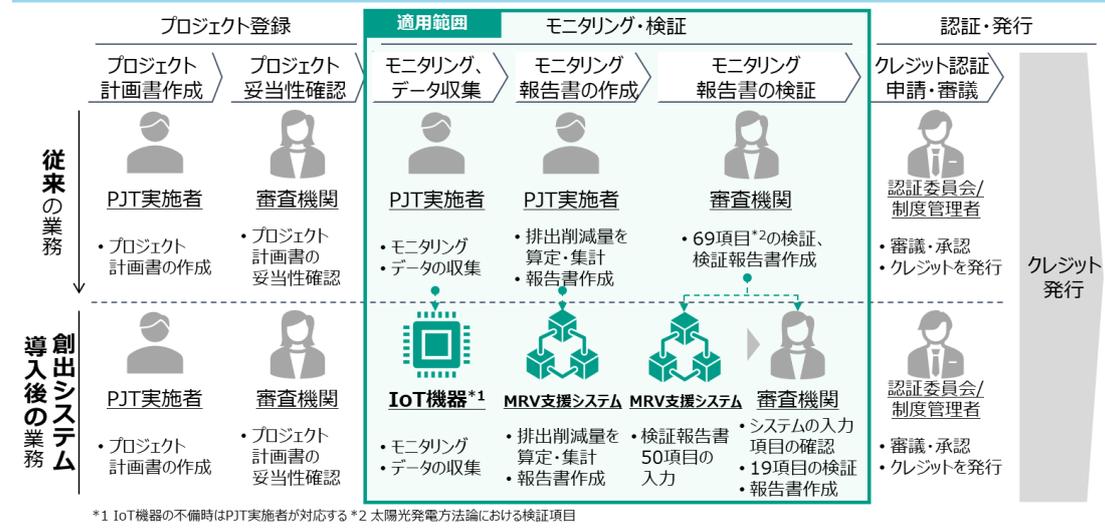
1 背景

J-クレジット制度におけるプロジェクト登録からクレジット取引までの各段階における各種手続は、人手の少ない中小企業や家庭にとって、コストと時間がかかる上、自らの削減活動ではクレジット発行量が小さいため単独で参加することが難しいという課題があります。こうした課題の解消に向けて、地球温暖化対策計画では、MRV 支援システムの活用等による利便性確保のためのデジタル化推進を行うことが記載されています。

環境省では、令和2年度以降ブロックチェーンを活用した J-クレジットのデジタル化の検討を行ってきました。これまでの検討を踏まえ、令和5年にはJ-クレジットのモニタリング・報告・検証等の業務の効率化に資するシステム(以下「MRV 支援システム」という。)を用いたクレジット発行の検討及び実証を行い、令和6年には第37回J-クレジット制度運営委員会にて制度文書の改定を行いました。

- 以下の図はMRV支援システム導入前後のプロジェクト登録からクレジットの発行までの一連の工程を示す。
- MRV支援システムは**プロジェクト実施者によるモニタリング報告書の作成等や審査機関による検証作業を補助することにより、これらの作業の効率化及びデータの信頼性向上に寄与するものとし、現行制度で定められているモニタリング項目や審査項目を省略または簡略化するものではない。**

※本改定後においても既存の方法でクレジットを発行することも可能であり、MRV支援システムの導入についてはプロジェクト実施者が自由に判断できるものとする。
 ※現行のJ-クレジットの審査機関において審査が可能とする。



*1 IoT機器の不備時はPJT実施者が対応する *2 太陽光発電方法論における検証項目

図 1 MRV 支援システムを用いた業務のイメージ

令和7年度には、MRV 支援システムの運用を開始するため、同システムを運営する事業者の募集を行います。

2 システム運営事業者募集の詳細

(1) 対象事業者

MRV 支援システムを構築し、同システムを活用して家庭や中小企業からの CO2 削減を後押しするという本取組の方向性に賛同できる事業者

(2) 実施内容

「太陽光発電設備の導入(EN-R-002)」方法論に係るモニタリングからJ-クレジットの発行までのプロセスの効率化を実現するために、MRV 支援システムを令和7年度初頭から原則2年間運用いただきます。

(3) 応募条件

- ・ 「MRV 支援システム運営者基準」の各記載を満たすこと
- ・ 「MRV 支援システム運営者登録申請書」及び同書で指定のある資料を提出すること

3 募集期間

令和7年2月17日(月)～同年3月7日(金)

4 応募手続及び参加企業の採択について

(1) 応募手続

応募を希望する事業者は、提出期限までに MRV 支援システム運営者登録申請書の記載に従い、提出書類を作成の上、以下の提出先宛のメールに添付して提出してください。なお、MRV 支援システム運営者登録申請書及び提出資料に記載いただいた内容は本業務の採択に関する審査以外の目的には使用しません。採択の結果に関わらず、提出資料は返却いたしません。

また、提出書類の作成に当たり MRV 支援システムの関連資料を参照したい場合には、MRV 支援システム運営者登録申請書の1ページ目のみを入力の上、メールにて提出してください(開示可能な資料には制限がある点はご了承ください。関連資料の作成後は、改めて MRV 支援システム運営者登録申請書の全ページを入力の上で提出してください。)

(2) 提出先

「J-クレジット制度における MRV 支援システム運営事業者の募集」公募担当

E-Mail : jcre-dmrv@tohmatu.co.jp

jcredit@env.go.jp

(3) 参加企業の採択

応募申請書の内容から、応募者の保有する設備や経験をもとに MRV 支援システムの運用の実現性が高い事業者を公募担当にて検討のうえ、採択いたします。

5 免責事項

- (1) 本事業における、MRV 支援システムに関する参加企業の費用全般は、参加企業が負担します。
- (2) 本事業において、環境省に提供された企業情報及び個人情報については、本事業の遂行に必要とされる範囲に限り、環境省が使用します。
- (3) 預託された個人情報については、善良なる管理者の注意をもって取り扱い、個人情報を取り扱う業務を実施する場合は、事前に環境省の承認を得る必要があります。また、別途個

個人情報の取り扱いに関する誓約を実施頂く場合がございます。

- (4) 個人情報を取り扱う場合には、責任者及び取扱者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を環境省に提出し、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる必要があります。
- (5) 本事業に著しい支障を与えると判断した場合には、業務を中止する場合があります。
- (6) 参加企業は、本公募への参加及び業務の実施の中で取得したシステムその他の情報を、本事業の目的達成のためにのみ利用します。
- (7) 参加企業は、本公募に際して受領した資料を、応募の遂行に必要とされる範囲に限り使用できます。応募を取りやめる場合や、公募の結果、採択されなかった場合には、速やかに同受領資料を破棄することとします。
- (8) 参加企業は、「MRV 支援システム運営者基準」の記載に従うものとします。

6 お問い合わせ先

- (1) 「J-クレジット制度における MRV 支援システム運営事業者の募集」公募担当
E-Mail (TO): jcre-dmrv@tohmatsumsu.co.jp
jcredit@env.go.jp

* ご質問はメールにてお願いいたします。

以上